

釧路市障がい福祉計画 釧路市障がい児福祉計画

■2024年度～2026年度■

＜抜粋＞※手話等普及啓発促進に関連する部分のみ抜粋

第2章 総合支援法に基づくサービス

1 サービスの概要

- 障害者総合支援法に基づくサービスは、全ての市町村で共通のサービスである「自立支援給付」と、各市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」の2つに区分されます。
- 地域生活支援事業は、障害者総合支援法により、必須事業として市町村に実施が義務付けられている事業のほか、市町村の判断により行う任意事業があります。

[2] 地域生活支援事業

(6) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣や点訳・音訳による支援を行うものです。

2 第6期計画の進捗状況と課題

[2] 地域生活支援事業

○第6期計画の地域生活支援事業の見込（計画）量とサービス提供（実績）量は、下記の表17のとおりです。

○地域生活支援事業の実績からみた進捗状況と課題は次のとおりです。

表17 第6期計画における地域生活支援事業の進捗状況

事業名		単位	R3	R4	R5
コミュニケーション支援事業					
①手話通訳者設置事業	計画量	か所	2	2	2
	実績量		2	2	2
②手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画量	人/年	1,100	1,100	1,100
	実績量		738	959	372

※R3・R4：各年度3月実績数、R5：令和5年9月実績数

表17 第6期計画における地域生活支援事業の進捗状況

事業名		単位	R3	R4	R5
奉仕員養成研修事業					
①音訳奉仕員登録者数	計画量	人	40	45	50
	実績量		29	27	26
②点訳奉仕員登録者数	計画量	人	76	77	78
	実績量		69	67	65
③手話通訳者登録者数	計画量	人	21	21	21
	実績量		22	23	23
④要約筆記者登録者数	計画量	人	7	8	9
	実績量		7	6	6

※R3・R4：各年度3月実績数、R5：令和5年9月実績数

(3) コミュニケーション支援事業

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、概ね計画のとおりとなっています。

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業や音訳・点訳奉仕を担う人材の確保に向けて、各奉仕員養成研修事業の周知啓発とともに、各ボランティア団体との連携強化を図ります。

4 サービス量の見込み（活動指標）

[2] 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の見込量

○令和3年度から令和5年度の実績、市内の障害福祉サービス事業者の意向調査などから今後の動向を推計し設定しています。

表 26 地域生活支援事業の見込量

事業名	単位	R6	R7	R8
コミュニケーション支援事業				
①手話通訳者設置事業	か所	2	2	2
②手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	1,100	1,100	1,100
奉仕員養成研修事業				
①音訳奉仕員登録者数	人	30	31	32
②点訳奉仕員登録者数	人	70	71	72
③手話通訳者登録者数	人	23	23	23
④要約筆記者登録者数	人	7	8	9

[4] 見込量を確保するための方策

○障がいのある人が安心して日常生活及び社会生活を送ることができるよう、引き続き、地域生活支援事業の必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

○市町村必須事業として、障がいのある人の生活を支える重要なサービスである、相談支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、コミュニケーション支援事業については、現在の提供体制を基本に、ニーズを踏まえたサービスの提供の確保に努めます。

○成年後見制度利用支援事業については、障がいのある人が必要に応じて制度を円滑に利用できるよう、権利擁護成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知を図ります。

○地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、両輪となって障がいのある人の自立と社会参加を支援していくものです。今後も、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズを踏まえ、必要なサービスの充実に努めます。